

# 倫理規程

制定 2022年5月24日

## （組織の使命及び社会的責任）

第1条 特定非営利活動法人びーのびーの（以下「この法人」という。）は、「核家族化、少子化が進行し地域的つながりが薄れる中、子育てに悩む親を支援するとともに、子どもたちの健全な育成をめざし、地域の中で支え合い育て合うための施設運営事業を行い、活力ある住み良い地域社会を作る」という設立目的を十分認識し、事業運営に当たらなければならない。

## （社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

## （基本的人権の尊重）

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

## （定款等の遵守）

第4条 この法人は、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、この法人の定款、倫理規程、その他の名部規程を厳格に遵守し、社会的規範におとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、暴力団及び反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程を含む各規程に則り対応しなければならない。

## （私的利益追求の禁止）

第5条 役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

## （利益相反等の防止及び開示）

第6条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示、その他この法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

2 この法人は、利益相反を防止するため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

3 この法人は、理事会の議決に当たっては、当該議決について特別の利害関係を有する会員又は理事を除いて行わなければならない。

4 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己

申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(連携)

第10条 この法人は、多くの市民活動団体等と対等なパートナーとして協力、連携して、事業活動を遂行する。

(研鑽)

第11条 この法人の役職員は、社会的課題やその解決に向けた取り組み等に関する情報の収集を行い、絶えず自己研鑽に努めるものとする。

(規程遵守の確保)

第12条 この法人は、必要あるときは、理事会の議決に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、2022年5月24日から施行する。(2022年5月24日理事会決議)